## （1）専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、次のとおり専決処分をする。

令和３年３月30日

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正）

第１条　鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改　　正　　後 | 改　　正　　前 |
| --- | --- |
| （定義） | （定義） |

| | |
|---|---|
| 第２条　この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。<br>（１）・（２）　略<br>（３）　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項、第41条第１項若しくは第２項、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）<br>（４）　略<br>２・３　略 | 第２条　この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。<br>（１）・（２）　略<br>（３）　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）<br>（４）　略<br>２・３　略 |

（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正）

第２条　貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改　　正　　後 | 改　　正　　前 |
|---|---|
| | |

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

| 貸付金の種類 | | 免除の条件 | 免除の範囲 |
|---|---|---|---|
| 介護福祉士等修学資金 | 県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、介護福祉士等養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法 | 1　介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを | 債務の全部 |

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

| 貸付金の種類 | | 免除の条件 | 免除の範囲 |
|---|---|---|---|
| 介護福祉士等修学資金 | 県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、介護福祉士等養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法 | 1　介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを | 債務の全部 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 律第30号)第７条第２号若しくは第３号又は第39条第１号から第３号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事 | 得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定 | | | 律第30号)第７条第２号若しくは第３号又は第39条第１号から第３号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事 | 得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | しようとするものに対して貸し付ける資金 | める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業務」とい | | | しようとするものに対して貸し付ける資金 | める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業務」とい |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | う。）に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。<br>ア・イ　略<br>ウ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３ | | | | う。）に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。<br>ア・イ　略<br>ウ　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年法律第19号）第２条第１項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）において、引き続き３年間介護福祉士等業務に従事 | | | | 条第１項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）において、引き続き３年間介護福祉士等業務に従事したとき。 | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | したとき。<br>エ～カ　略 | | | | エ～カ　略 | |
| | | 略 | | | | 略 | |
| | | 略 | | | | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 備考　略 | | | | 備考　略 | | | |

（鳥取県基金条例の一部改正）

第３条　鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 別表第１（第２条、第３条、第５条、第７条関係） | | | | | 別表第１（第２条、第３条、第５条、第７条関係） | | | | |
| 名称 | 設置目的 | 積立て | 運用益金の整理又は処 | 処分事由 | 名称 | 設置目的 | 積立て | 運用益金の整理又は処 | 処分事由 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 理 | |
| 略 | | | | |
| 9　鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金 | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３ | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | （１）　一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当<br>（２）（１） | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 理 | |
| 略 | | | | |
| 9　鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金 | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２ | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | （１）　一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当<br>（２）（１） | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年法律第19号）第２条第１項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の | | のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | | | 条第１項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに | | のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。 | | | | | 利用及び活用に係る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。 | | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。